

高松市監査委員告示第16号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年8月15日

高松市監査委員 吉田正己  
同 山下稔  
同 波多等  
同 森谷忠造

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成11年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 行政経費としての補助金の機動性及び委託料の効率性について

対象部課等	上下水道局企業総務課	
措置通知日	平成23年6月24日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
(1) 事業運営型外郭団体の中長期経営計画の策定，利用者満足度の把握等を行うべきもの		財団法人高松市水道サービス公社は、公益法人改革に伴う公益財団法人への移行が困難であるとの判断から、平成22年10月6日の理事会において、その設立目的を達成したとして、平成25年3月31日付けで解散することを決定した。

第2 平成21年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 出資団体及び財政援助団体の出納その他事務の執行について

対象団体	社団法人高松市シルバー人材センター	
措置通知日	平成23年5月16日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】

<p>(1) 日当・交通費と報酬・給料の取扱いを適切に行い，報酬・給料に係る税務事務書類を適切に作成すべきもの</p>	<p>日当・交通費と報酬・給料の取扱いについては，顧問税理士と相談し平成22年度から，理事会旅費5,000円を実費弁償2,000円と日額報酬3,000円とし，税務上報酬として取扱うべき日額報酬については，源泉徴収することとした。</p>
<p>(2) 印紙税の課税・非課税について適切に事務処理すべきもの</p>	<p>印紙税の事務処理については，印紙税法に基づき処理しているが，より正確を期すため，顧問会計士に相談するとともに，高松税務署に仕事の内容等を説明し，課税・非課税のどちらに該当するかを確認したところ，請負に関する契約書（第2号文章）に該当する契約書について，記載金額が総額の場合には，金額に応じた印紙の貼付，また，単価契約の場合には，契約金額の記載がないものとして200円の印紙を貼付するよう指導を受けたので，このように改めた。</p>
<p>(3) リース資産は，資産・負債計上すべきもの</p>	<p>リース資産については，平成22年度から資産・負債計上した。</p>
<p>(4) 特定退職金共済団体掛金は，退職金ではなく，退職給付費用で処理すべきもの</p>	<p>特定退職金共済団体掛金については，平成22年度から，勘定科目を退職給付費用に改めた。</p>
<p>(5) 未収金明細表は期末残高について，全件を作成・保存すべきもの</p>	<p>未収金明細表の期末残高については，平成22年度から全件を作成・保存することとした。</p>
<p>(6) 回収可能性に疑義がある長期未収入金は，決算時において損失処理すべきもの</p>	<p>回収可能性に疑義がある長期未収入金については，平成22年度から破産・死亡・行方不明などで，最大限の回収努力を行っても回収が困難な債権は，理事会の承認を得て，貸倒損失として処理することとした。</p>
<p><b>【意見を付された事項】</b></p>	<p><b>【措置された内容】</b></p>
<p>(1) 固定資産ソフト導入による業務の効率化について</p>	<p>固定資産ソフト導入による業務の効率化については，平成21年12月から，市販の減価償却算定ソフトを導入し，業務の効率化を図った。</p>
<p>(2) 現金残高と帳簿の照合について</p>	<p>現金残高と帳簿の照合については，平成21年12月から，毎日1回実施し，適切に処理することとした。</p>
<p>(3) 経理・財務業務に係る組織形態・業務分担の見直しについて</p>	<p>経理・財務業務については，不正誤謬等を未然に防止し，業務停止の危険性を解消するため，組織形態，業務分担を見直し，平成22年度から複数体</p>

	制に改めた。
--	--------

対 象 部 課 等	健康福祉部長寿福祉課	
措 置 通 知 日	平成23年5月16日	
	<b>【意見を付された事項】</b>	<b>【措置された内容】</b>
(1) 補助金の使途を正式文書で特定することについて		補助金交付に係る事務については、毎年、補助金の使途に関して高松市から社団法人高松市シルバー人材センターに対し通知を行っているが、平成23年度からは、課内決裁を取った正式文書による通知に改めた。